平成２４年（フ）第９０５号
横浜市磯子区磯子３丁目６番２―405号
債務者　岡田　　豪
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０９号
横浜市保土ケ谷区西久保町67番地
債務者　金澤　宣子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２８号
横浜市戸塚区深谷町280番地
債務者　村岡　芳弘
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２９号
横浜市戸塚区深谷町280番地
債務者　村岡　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３０号
横浜市南区南太田１丁目８番５―205号
債務者　川津　陽子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３７号
東京都福生市武蔵野台１丁目17番地６ファインクレスト福生401号室
債務者　岡野　絹代
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４６９号
東京都昭島市拝島町３丁目11番６―1007号
債務者　鈴木　清貴
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５００号
東京都昭島市玉川町２丁目６番25号チェリーズマンション303号
債務者　原島　勝巳
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５０１号
東京都昭島市玉川町２丁目６番25号チェリーズマンション303号
債務者　金田礼子こと　金　　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２５号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　小林慎太郎
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４８８号
東京都多摩市連光寺３丁目１番地の１桜ヶ丘グリーンハイツ201
債務者　鷺山美惠子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３８号
横浜市鶴見区平安町１丁目41番地４　プチフォーレ101
債務者　前田　俊光
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４９４号
鹿児島市牟礼岡３丁目21番11号
破産者　有限会社アフタープランニングR
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９００号
最後の住所大阪府高槻市大和２丁目１番５号
破産者　被相続人亡高崎昭一相続財産
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０号
神戸市東灘区住吉本町２丁目５番14号
破産者　株式会社恵産業
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９号
広島県呉市焼山西３丁目22番21号
破産者　有限会社ロジテック北広
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第６３号
北海道帯広市西10条南１丁目10番地
破産者　株式会社長谷川物産
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係